



社会から信頼される企業グループを目指して経営の透明性を高めています

コーポレートガバナンス

社会から信頼され続けるために グループ全体のガバナンスを強化

プリマハムグループは、透明性の高い誠実な経営を遂行し、変化に対応した意思決定を適切かつ機動的に実行すべく、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。

2015年から、より公平でかつ透明性の高いコーポレートガバナンス体制を構築するため、「コーポレートガバナンス基本方針」「株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針」「社外役員の独立性に関する基準」を策定し、当社Webサイトにも開示しています。

また、中期経営計画の基本方針のひとつに「コーポレートガバナンス強化とCSR推進による継続的な経営革新」を掲げており、今後もプリマハムグループが一体となった品質保証、コンプライアンス、人材育成、環境活動などを強化し、グループの企業価値の向上を図っていきます。

コーポレートガバナンス・コードへの対応

2015年6月1日から適用された「コーポレートガバナンス・コード」に対応するために、株主総会招集通知の英訳を実施したほか、開示資料の英語版を作成し、当社Webサイトにて開示(→P17)しています。

また、取締役、監査役、執行役員の人選や報酬に関する決定プロセスにおいて、より公平性・客観性を確保し、コーポレートガバナンス体制を一層強化していくために、取締役会の任意の諮問機関として「経営諮問委員会」を設置しました。

経営会議・専門委員会による 十分な審議でガバナンスを強化

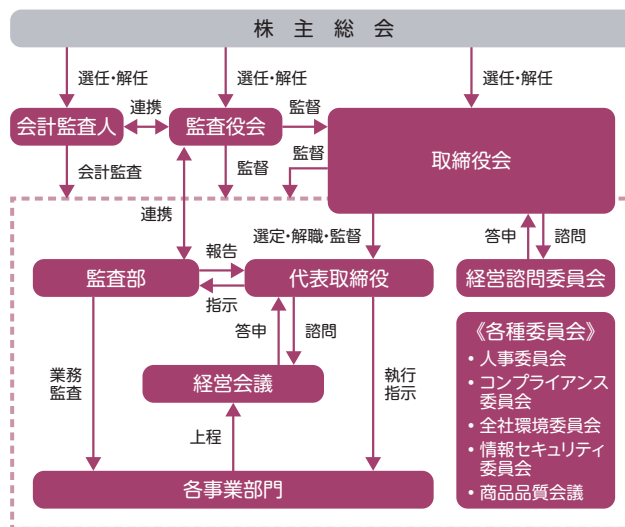
プリマハム(株)は、「監査役会設置会社」の形態をとっています。

取締役会は、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を適正に監督しています。

2016年度は17回開催し、規定・規則に定められた案件や重要な案件について審議・決定しました。

執行役員は、取締役が的確かつ迅速に意思決定できるよう経営会議に出席し、取締役とともに経営方針や重要事項について十分に審議しています。商品の品質や設備投資、人事政策やコンプライアンスなど個別課題については、各専門委員会において活発かつ慎重に審査しています。

コーポレートガバナンス体制図



監査役は、取締役の業務執行が適切であるか、その役割と責任が果たされているかを厳正に監査しています。監査役は経営会議や社内委員会にも出席しているほか、監査部、経理部などとも密接に連携しています。

また、2016年度は取締役会全体の実効性を確保するため、社外取締役・社外監査役を含む全員にアンケートを実施し、その分析・評価結果をもとに取締役会で議論を交わしました。評価結果の概要は、当社Webサイトで開示しています。

専門性や経験をもとに社外取締役・ 社外監査役が適切にアドバイス

2016年6月末、業務執行取締役を監督する機能強化のために新たな社外取締役を1名増員し、2名としました。これによって取締役9名のうち2名が社外取締役、監査役3名はすべて社外監査役となっています。

社外取締役および社外監査役に対しては、経営判断や監査について社外の視点から適切かどうかの判断を仰いでいます。また、法的な解釈に基づいた助言や社会・市民の目線での改善提案に加え、グローバル企業における製造、経営企画、企業経営の分野での高度な専門知識と豊富な経験からの視点で、さまざまなアドバイスを受けています。

なお、2016年度の実効性確保は、社外取締役、常勤の社外監査役ともに100%でした。

内部統制

内部統制システムの強化に向けて グループ会社を指導・支援

プリマハム(株)の監査部は、本社主管組織への「本部監査」、支店・工場などへの「エリア監査」、営業所などへの「拠点監査」のほか、「グループ会社監査」の4つの形態で監査をしています。監査時の指摘事項に対する改善計画や改善結果を確認するなど、改善に対するフォローアップも実施しています。

また、監査部ではグループの内部統制の整備・運用状況を評価するとともに、運用上の問題点の改善・是正状況、再発防止策の状況を確認するなど、グループ全体の内部統制システムの維持・強化に向けた指導・支援をしています。

コンプライアンス

グループ全体で コンプライアンスを強化

プリマハムグループは、行動指針のなかで「法令・社内規定等のルールを厳格に順守する」ことを掲げており、「誇りと責任を持って職務を遂行する」こと、「社会に貢献し、適正な利益の確保に努める」ことを明記しています。

また、そうしたコンプライアンスについての考え方を周知徹底するため、小冊子「プリマハム行動規範-実践の手引き-」を作成し、適宜改訂を加えながら、全従業員に配布しています。

コンプライアンス委員会や グループ会社連絡協議会の開催

プリマハム(株)は、経営層を委員とする「コンプライアンス委員会」を定期的に開催しています。2016年度は、コンプライアンス関連事例について共有したほか、同年に実施した「コンプライアンス意識調査」の結果報告と今後の対策について審議しました。

また、グループ全体のコンプライアンス体制を維持・強化するために、国内・海外グループ会社社長をコンプライアンス責任者として配置しています。年1回開催している「グループ会社コンプライアンス連絡協議会」には、2016年度は国内グループ会社24社が出席し、コンプライアンス関連事例を共有したほか、各社別にコンプライアンス意識調査の結果報告と今後の対策を報告しました。

各種研修を定期的に実施

コンプライアンス研修は法務部が、パワハラ・セクハラ防止研修は人事部などが全国各地の事業所を訪問し、現場の業務内容を踏まえて説明・指導しています。また、外部講師を招いてグループ会社新任取締役向け研修も実施しています。

2016年度は、新たな取り組みとして「コンプライアンス意識調査」を実施したため各事業所訪問によるコンプライアンス研修は行わず、新入社員研修や社員登用者研修のひとつのテーマとしてコンプライアンスを取り上げました。

また、パワハラ・セクハラ防止研修は、プリマハム(株)の各事業所および各グループ会社において50回以上の研修を実施し、1,149名が受講しました。

2017年度も事業所の要望にあわせた日程・研修内容を計画し、研修を実施していきます。

コンプライアンス意識調査の実施

2016年9月、プリマハム(株)と国内グループ25社の従業員を対象とした「コンプライアンス意識調査」を実施。対象者10,833名に対し、回答者は7,943名(回収率:73.3%)でした。

調査の結果、総じてコンプライアンス水準は高かったものの、一部の職場で上司のコンプライアンス意識が低い、風通しが悪い、ホットライン窓口の認知・理解が不十分などの課題が見受けられました。

これらについては、今後、改善策を講じ、対応していきます。また、海外グループ会社についても実施時期や方法を検討中です。

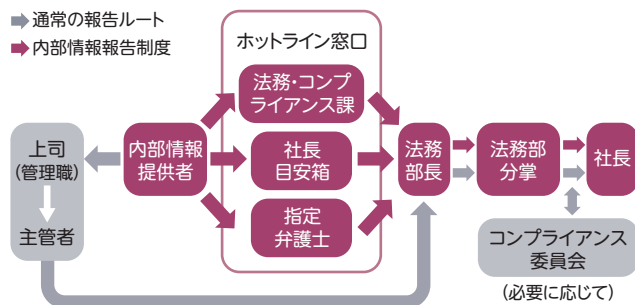
「ホットライン窓口」を運用

プリマハムグループは、2006年から内部情報報告制度「ホットライン窓口」を運用しています。社外弁護士を含む複数の相談窓口を置き、法令・社内ルール違反などについての報告はもちろん、業務上の疑問・相談も受け付けています。また、電話・メール・投書それぞれの通報形態に対応しており、いつでも従業員が相談できる体制を整えています。この窓口については、従業員を対象にしたコンプライアンス研修でも紹介しているほか、ポスターの掲示やイントラネットに掲載して周知しています。また、海外においても同様の仕組みを設けています。

セクハラやパワハラの相談については、おもに「セクハラ／パワハラ相談窓口」が対応しています。セクハラやパワハラについては、専用窓口にて女性担当者が電話やメールで直接相談・苦情を受ける体制をとっています。さらに、近年重要性が増しているメンタルヘルスについては、外部の専門会社とも連携し、不調を抱えた従業員への迅速かつ組織的な対応を行っています。

ホットライン窓口

- 通常の報告ルート
- 内部情報報告制度



窓口に寄せられる相談や通報は匿名でも可能としており、報告者のプライバシーを守り、不利益な扱いを受けることがないように配慮しています。

グループ全体の 情報セキュリティ管理体制を確立

プリマハム(株)では、個人情報保護法に基づき、お客さまやお取引先様の個人情報を含むさまざまな情報の保護に努めるとともに、その指針として「プライバシーポリシー」「個人情報保護規則」を策定しています。加えて、「情報セキュリティ委員会」と、部署ごとの情報セキュリティに責任を持つ「情報セキュリティ管理者」を設置し、全社をカバーする情報セキュリティ管理体制を確立しています。

また、日々の業務のなかで特に注意すべき項目を「情報セキュリティ重点項目」として各職場に掲示し、従業員の注意を喚起しています。2016年度は、ランサムウェアやマルウェアを添付した不審メールが増加したことを受け、グループウェア上の全社掲示板や同報メールを使ってメールの特長や実際に受信した例などを示した注意喚起を計16回実施しました。

なお、グループ会社では社長または社長が指名した者が情報セキュリティ責任者を担っています。

ISO/IEC 27001の認証を取得

プリマハム(株)の情報システム部門が独立して設立されたプリマシステム開発(株)は、情報セキュリティを確保・維持するために、2004年11月に情報セキュリティマネジメントシステムの適合性評価基準である「ISMS認証基準

(Ver.2.0)」の認証を取得。2007年3月には、国際規格「ISO/IEC 27001」への移行を完了しました。

2016年度も情報セキュリティ体制を維持し、2016年10月にISMS更新審査合格、認証を継続しています。

インサイダー取引防止のために 「J-IRISS(ジェイ・アイリス)」に登録

インサイダー取引を防止するために、プリマハムグループでは、年1回、「内部情報管理および内部者取引(インサイダー取引)規制に関する規定」に定められた内容を確認するよう通知しています。

さらに、部長以上を全員、日本証券業協会が提供するデータベース「J-IRISS(ジェイ・アイリス)」に登録しています。このデータベースに登録しておくことで証券会社が照合・確認でき、インサイダー取引を未然に防止できます。

「マイナンバー」への対応

個人情報については、プリマハム(株)は情報システム担当役員が、グループ会社では社長もしくは社長が指名したものが責任者となり、管理しています。

「マイナンバー」は、特定個人情報であり、徹底した安全管理を行う必要があるため、基本的にデータを社内に持たず、運用を外部業者に委託しています。また、委託業者は信頼できる業者を選定し、安全管理状況を確認しています。

「ソーシャルメディアポリシー」を 策定・公開

近年、企業の従業員がTwitterなどのソーシャルメディア上に不用意に内部情報を書き込み、拡散させてしまう事例が増えています。

プリマハムグループでは、2013年7月に基本ポリシーとソーシャルメディアに対する心構えなどについてまとめた「ソーシャルメディアポリシー」を策定し、当社Webサイト上で公開しています。

 ソーシャルメディアポリシー
<http://www.primaham.co.jp/socialmediapolicy.html>

リスクマネジメント

リスクを明確にし 各管理部署が対策を強化

事業に伴うさまざまなリスクを明確にし、その影響を最小限に抑えるために、プリマハム(株)と国内のグループ会社では、想定される事業所のリスクとそれぞれの管理責任部署を「リスク管理規定」に定めています。この規定に基づいて、各管理責任部署では対策を講じる必要があるリスクを特定し、対策を講じています。

「異物混入」のリスク低減のために

食品メーカーにとって異物混入は業種固有のリスクともいえる問題です。特に海外からの原材料調達では、養豚場や船舶などでの輸送時は直接管理できません。

そうしたリスクを低減するために、当社は2015年度に

アメリカの調達先様のもとに「インスペクター(検査者)」を派遣したのに続き、2016年度は海外の調達先と骨異物について対策を協議しました。原料肉の段階でX線検査装置を導入したほか、X線検査装置前に作業員による原料肉の目視チェックを徹底したところ、異物混入が減少しました。

そのほか、国内の調達先に対しては工場で見つかった異物についてフィードバックしているほか、定期的に調達先の工場へ実査を継続しています。

フードディフェンスの強化

プリマハムグループでは、工場の製造現場に私物を持ち込めないよう作業着のポケットはすべて外すか縫いつけることを原則としています。また、作業着の背面には名前を明記したゼッケンをつけて、誰が作業しているかがわかるようにすることにしているほか、監視カメラを増設するなどしてフードディフェンスを強化しています。



作業者がわかるように
名前を表示

食品メーカーの供給責任を果たすため 事業継続計画(BCP)を策定

東日本大震災を教訓に、災害時のサプライチェーン維持を目的とした事業継続計画(BCP)を2012年4月に策定しました。以来、半年ごとに関連部署の課題を集約し、対応策を検討・実施しています。

2017年3月31日現在、全国51の事業所で3日分の非常食や水、非常用トイレなどの災害用備蓄品の完備をしています(2017年度中に交換予定)。また、本社では100枚の毛布を配備しているほか、東日本大震災の経験をいかし、乾電池で駆動するPHSを各事業所に配備して災害時も迅速な対応ができる体制を整えています。

「地震等自然災害時対応マニュアル」を策定

プリマハム(株)は、1995年に「地震等自然災害時対応マニュアル」を作成し、定期的に内容の見直しをしています。このマニュアルには、「災害時の緊急対応」「平常時における対応と準備」などが記されており、現在は各部署だけでなく、グループ会社にも展開しています。

2016年度は、自然災害発生時に電力・上下水道などのライフラインが寸断された状況を想定し、各生産拠点で現在実施されている対策を調査しました。

また、海外のグループ会社は避難訓練を実施し、自然災害に備えています。